



環境・くらし

しない、させない、不法投棄

環境 問 谷和原庁舎生活環境課

☎58・21111 (内線3304)

うまい話には裏がある

山林、河川敷、空き地などに廃棄物が不法投棄されるケースがあつたと断言できません。また、悪質な業者から金銭や甘い言葉(うまい話)で土地賃借や造成を求められ、安易に同意してしまつた結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の悪い残土などを埋立てられる事案も発生しています。こうした被害を防ぐには、「うまい話があつても、安易に土地を貸さない」という意識を持つことが大切です。

不法投棄は、罪が非常に重く、個人の場合5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金。法人の場合で悪質なケースは、3億円以下の罰金に処されるこ



不法投棄は犯罪です!

とになっています。

また、自分の土地なら不法投棄にならないと誤解している方が多くいます。他人の土地でも自分の土地でもごみを捨てる行為は決して許されるものではありません。

不法投棄の防止には不法投棄されない環境をつくることも大



農業 問

イネ縞葉枯病の発生拡大を防ぎましょう

環境 問 谷和原庁舎産業経済課

☎58・21111 (内線3103)

収穫後は早めに起耕し、畔も除草を

稲がイネ縞葉枯病に感染すると、出穂しても不稔になり減収してしまいます。イネ縞葉枯病は発症後の防除ができないため、地域ぐるみでの対策が必要

です。発生を減らすには、ヒメトビウンカ(媒介虫)の越冬場所となる、収穫後の刈り株から伸び出す再生稲、イネ科雑草等を減少させることが有効ですので、収穫後は早めに起耕し、畦などの除草を行いましょ



環境・くらし 問

公園はマナーを守り楽しく利用しましょう

環境 問 谷和原庁舎都市計画課

☎58・21111 (内線5106)

公園は小さな子どもから高齢者まで多くの方が利用する施設です。他の利用者等の立場にたち、迷惑になるような行為や危険な行為はやめましょ

一部の利用者によるマナー違反が、多くの皆さんに迷惑をかけてしまいます。利用マナーとルールを守り皆さんが気持ちよく利用できる公園にしましょ

くらしのQ&A

毛染めによるアレルギー

Q

毛染めによるアレルギーが心配です。どんなことに注意すればよいでしょうか。(20代・女性)

A

毛染めは、髪の色を明るくしたり白髪を黒く染めたりするなど、年代や性別を問わず広く行われていますが、その一方で、毛染めによる皮膚障害が多く発生しています。特にヘアカラー・白髪染めなどの酸化毛剤は、アレルギー性皮膚炎を引きやすいといわれています。

染毛前にセルフテストを!

これまでに毛染めで異常がなかった人でも、毛染めを繰り返すうちに、アレルギーになることがあります。また、軽いかゆみや痛みがあるのを無視して毛染めを続けてしまうと、だんだんと症状が重くなる場合があります。頭皮だけでなく顔面や首にまで皮膚症状が広がり、日常生活に支障をきたすほど重症化することもあり注意が必要です。自宅で染毛剤を使用する際は、説明書をよく読み、毎回事前にセルフテスト(パッチテスト)を行うことが大切です。使用してかゆみ、赤み、痛みなどの異常を感じたら、すぐに使用を止め、医療機関を受診しましょ

消費生活センターイメージキャラクター『まみりん』



問 市消費生活センター (谷和原庁舎1階) ☎25 3288